



平成
23年分

所得税の確定申告はお早めに

平成23年分所得税の確定申告受付期間

2月16日(木)～3月15日(木)

※還付申告は1月4日(水)からです。

【所得税の確定申告などの問い合わせ・郵送先】

■上尾税務署(〒362-8504西門前577)

⇒代表電話番号(770-1800<自動音声案内>)

※音声流れますので、用件の内容に応じた番号を選んでください。

所得税の確定申告とは

毎年1月1日～12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額と、その所得に対する所得税の額を計算し、翌年2月16日～3月15日に確定申告書を提出して、源泉徴収(給与や年金などからの天引き)された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

確定申告が必要な人

平成23年分(1月1日～12月31日)の所得金額の合計(総所得金額)が所得控除(基礎控除など)を超える場合で、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額との合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。しかし勤務先で給与所得の年末調整を受けた人で、給与所得と退職所得以外の所得金額が20万円以下であるなど、一定の条件の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

所得税の還付申告とは

確定申告が不要な人でも、源泉徴収された税金が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの税金が還付されます。この申告を還付申告といえます。主に次の①～④のような場合に還付申告できます。

①年の途中で退職し、年末調整を受

けていない(給与所得者)

②所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を追加するものがある

③一定額以上の医療費を支出した

④一定の要件のマイホームの取得などで住宅ローンがある

基本的な所得税の計算方法

$$\frac{\text{総所得金額} - \text{所得控除}}{\text{所得控除}} \times \text{税率} = \text{所得税}$$

所得税還付申告会場を開設

所得税還付申告の臨時受け付け会場を表1のとおり開設します。臨時受け付け会場では申告できるのは『確定申告書A』(申告する所得が給与・雑(年金など)・配当・一時所得だけ)を使用する人です。

※事業・不動産・分離課税所得などがあり、『確定申告書B』を使用する人は上尾税務署へ提出してください。

申告に必要な物

- 1 平成23年分給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)
- 2 印鑑(認め印可)
- 3 筆記用具、計算用具
- 4 還付金を受け取る預(貯)金の口座番号(申告者名義)が分かる物
- 5 配偶者の源泉徴収票(配偶者にパート収入などがある場合)

【表1】所得税還付申告の臨時受け付け会場

とき	ところ	対象地区
2月9日(木)・10日(金)	コミュニティセンター	JR高崎線の西側地域に住む人
2月14日(火)・15日(水)	文化センター	JR高崎線の東側地域に住む人

※上記の日程については、市民税課(☎775-5131)へお問い合わせください。

※所得税還付申告は、1月4日(水)から上尾税務署(11ページ案内図参照)でも受け付けます。

①～④で該当する物) 6 その他申告に必要な書類(次の

①年金受給者と年末調整が済んでいない人(年の中途で退職した人など)

②社会保険料(国民健康保険、国民年金など)の支払額が分かる物

※国民年金保険料を支払っている場合は、社会保険料控除証明書または領収証書が必要です。

③生命保険料や地震保険料の所得控除証明書

④医療費控除を受ける人

○平成23年中に支払った医療費の領収書(事前に個人と病院ごとに集計し、明細書を作成しておく)

○健康保険や生命保険などで補てんされた金額の分かる書類

③住宅借入金等特別控除を受ける人 ○申告者本人の住民票の写し(平成



24年1月1日以降交付の物)

○家屋の登記事項証明書

○売買契約書または工事請負契約書の写し

○借入先の金融機関などが発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

※住宅ローンに含まれる敷地などの購入のローンの控除を受ける場合は、敷地などの登記事項証明書と売買契約書の写しが必要です。

※増改築の場合は、建築確認済証か検査済証の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書が必要です。

④寄附金控除・寄附金特別控除を受ける人

○寄附した団体などから交付を受けた寄附金受領証など

※政治活動に関する寄附は、選挙管理委員会などの確認印がある寄附金(税額)控除のための書類が必要です。

※被災自治体への寄附金や日本赤十字社や中央共同募金会などに義援金として寄附した場合は、控除の対象になります。ただし申告の時に、一定の書類(募金団体から交付された受領証、募金趣意書など)が必要です。

各申告会場は大変混み合います。記載例などを参考にして自分で記

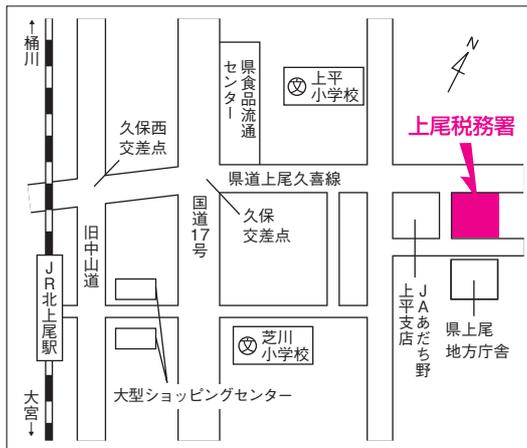
入・作成する「自書申告」に協力してください。また国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)にパソコンで確定申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」がありますので利用してください。同コーナーで作成した申告書は、必要な書類と一緒に上尾税務署へ直接または郵送で提出してください。

※申告書や記載例などは、1月下旬から市民税課(市役所2階)、各支所・出張所で配布します。

市・県民税の申告書は、該当すると思われる人に2月上旬に郵送します。申告の日程など詳しくは『広報あげお』2月号でお知らせします。

↓市民税課(☎775-5131・☎775-9846)

市・県民税申告書を郵送



市・県民税申告書を郵送

市・県民税の申告書は、該当すると思われる人に2月上旬に郵送します。申告の日程など詳しくは『広報あげお』2月号でお知らせします。

↓市民税課(☎775-5131・☎775-9846)

～公的年金等に係る雑所得を有する人の所得税の確定申告不要制度の創設～

⇒上尾税務署(☎770-1800)

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告書の提出は不要になりました。詳しくは、上尾税務署に問い合わせてください。
※例えば医療費控除などによる、所得税の還付を受け

るための確定申告書は提出できます。
※例えば上場株式などに係る譲渡損失の繰越控除など、控除適用の要件になっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。
※市・県民税の申告が必要な場合があります。
所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)を追加することで平成24年度の市・県民税額が減額される場合があります(所得控除の支払額が分かる証明書などが必要です)。市・県民税の申告に係る詳細は、『広報あげお』2月号でお知らせします。

扶養控除の見直しが行われました

⇒上尾税務所(☎770-1800) 市民税課(☎775-5131・☎775-9846)

平成23年分からの所得税の計算で、扶養控除の見直しが次のとおり行われました(表2参照)。
①年少扶養親族(16歳未満)に対する控除の廃止
②16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)の廃止
※市・県民税には、平成24年度分から適用されます。
※年少扶養控除は廃止されますが、市・県民税の非課税限度額の算定などには扶養親族の人数が用いられるため、16歳未満(年少)の扶養親族がいる場合には、確定申告書の第2表「住民税に関する事項」への記入が必要です。

【表2】扶養控除新旧比較表

控除対象扶養親族の年齢 (平成23年分における生年月日)	控除額	
	平成23年分から (改正後)	平成22年分まで (現行)
16歳未満 (平成8年1月2日以降生まれ)	扶養控除なし	38(33)万円
16歳以上19歳未満 (平成5年1月2日～平成8年1月1日生まれ)	38(33)万円	63(45)万円
19歳以上～23歳未満 (昭和64年1月2日～平成5年1月1日生まれ)	63(45)万円	

※市・県民税には平成24年度分から改正後の控除額が適用されます。
※()内の数値は、市・県民税での控除額です。
※生年月日は、平成23年分の申告で該当する人のものです。